

## 若狭消防組合N e t 1 1 9緊急通報システム利用規約

若狭消防組合(以下「当組合」という。)が提供するN e t 1 1 9緊急通報システム(以下「N e t 1 1 9」という。)を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、利用登録をお申し込みください。

### (利用条件)

- 1 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報が困難な方で、当組合管内(小浜市、若狭町(平成17年3月31日合併の前日)における上中町行政区域内に限る。)、おおい町、高浜町)に在住、在学または勤務している方です。音声通話による119番通報が可能な方が近くにいる場合は、N e t 1 1 9を利用せず、音声通話による119番通報を依頼してください。
- 2 N e t 1 1 9の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- 3 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、N e t 1 1 9では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種携帯電話等では、N e t 1 1 9が利用できない場合があります。
- 4 利用に当たっては、インターネット接続機能、電子メール機能およびGPS機能(位置情報を取得する機能)を使うことができる携帯電話、スマートフォン、タブレット端末(以下「通報端末」といいます。)などを用意することが必要です。
- 5 当組合が通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できないと対応が難しい場合がありますので、通報時はGPS機能をONに設定してください。  
**【重要】**通報が必要な緊急時には、GPS機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常にONにしておくことをお勧めします。
- 6 迷惑メール対策等のため、通報端末に受信拒否(ドメイン指定等)が設定されている場合は、必ず「net119.speecan.jp」のドメインを受信できるように設定をしてください。(操作方法は、携帯電話会社により異なりますので、不明な場合は、各携帯電話会社へ確認してください。)
- 7 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- 8 緊急時以外(お問合せ等)には使用できません。
- 9 N e t 1 1 9は、日本国内において、日本語にのみ対応しています。

(利用者登録)

- 1 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- 2 利用登録に当たっては、通報を受けた消防本部が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。
  - (1) 氏名(フリガナ)
  - (2) 生年月日
  - (3) 性別
  - (4) 住所
  - (5) メールアドレス
- 3 通報時に体調不良等の理由により詳細通報場所を消防本部に伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を登録することができます。いざという時に、消防本部が通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録することをお勧めします。
  - (1) 電話番号
  - (2) F A X 番号
  - (3) よく行く場所
  - (4) 緊急連絡先氏名(フリガナ)
  - (5) 緊急連絡先続柄
  - (6) 緊急連絡先電話番号、F A X 番号またはメールアドレス
- 4 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

【重要】緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。
- 5 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、または利用中止の手続きを行ってください。
  - (1) 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合
  - (2) 端末の機種変更を行った場合
  - (3) 利用を中止したい場合

(個人情報の取扱い)

- 1 登録された個人情報につきましては、N e t 1 1 9 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

- 2 当組合の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防本部へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防へ転送することがあります。
- 3 登録情報を含む通報情報を、N e t 1 1 9に関連する事務を担う関係機関(当組合、行政機関等)のほか、登録者の消防救急活動に必要と認められる範囲で、その他の関係機関(医療機関、警察等)へ提供することがあります。
- 4 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、当組合までご連絡ください。なお、利用停止手続の際に、登録者様をご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- 5 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報、通報内容および通信履歴は、N e t 1 1 9の運用保守および消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- 6 N e t 1 1 9の運用者に変更がある場合には、変更後の事業者には事前登録情報の引継ぎを行い、従前の事業者からは消去します。

#### (通報時における注意点)

- 1 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」または「よく行く場所」から選択してください。
- 2 現在位置として「自宅」または「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在位置情報が消防本部に送られます。

なお、外出先から通報する場合は、通報した位置が特定されないと適切な対応を受けることができませんので、通報端末のGPS等によるGPS機能から正しい位置情報が送信されない場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。
- 3 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- 4 チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- 5 チャットが途中で切断された場合には、消防本部から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- 6 通報地点が不明な場合(取得した位置情報が大きくずれている場合等)は、別の手段での通報(第三者による通報等)を案内する場合があります。
- 7 何らかの理由によりN e t 1 1 9による通報をすることができない場合には、N e t 1 1 9以外の手段によって119番通報をしてください。

(若狭消防組合管内以外の地域での通報)

- 1 通報地点の管轄消防を検索する機能(暗号通信による通報に通報地点が含まれている場合に利用できます。)によって、当組合以外の消防本部(以下「他消防本部」といいます。)が検索され、当組合のNet119と相互接続される緊急通報サービス(以下「相互接続サービス」といいます。)が他消防本部において稼動しているときは、他消防本部が通報を受信します。(このとき以外は、当組合が通報を受信します。)
- 2 他消防本部が通報を受信する場合には、他消防本部および相互接続サービスのシステム事業者に登録者情報および通報内容が提供され、登録者の消防救急活動に必要と認められる範囲で他消防本部に通知されます。

(利用料金)

Net119は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

(サービスが利用できない場合)

- 1 インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンスおよび混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。
- 2 システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

(その他)

- 1 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、消防本部に接続されることはありませんので、ご心配なくご活用ください。
- 2 利用する携帯電話・スマートフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- 3 明らかにいたずら通報と解される場合は、登録者の承諾なしに、利用の制限もしくは停止または利用登録の取消しの措置を講じる場合があります。
- 4 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止または登録の削除が行われることがあります。

(問合せ先)

若狭消防組合消防本部 情報指令課

電話番号：0770-53-0119

F A X：0770-52-4141

メールアドレス：j-shireika@wakasa-fd.jp